

特許権	判決年月日	令和３年５月１９日	担当部	知財高裁第３部
	事件番号	令和２年(ネ)第１００１９号		
○ 発明の名称を「油冷式スクリュ圧縮機」とする特許に係る特許権の侵害による損害賠償請求訴訟において、同特許は進歩性を欠き、特許無効審判により無効にされるべきものであり、請求は棄却されるべきであるとして、請求を一部認容した原判決の認容部分を取り消し、同部分につき請求を棄却した事例。				

(事件類型) 特許権侵害差止等 (結論) 原判決一部取消

(関連条文) 特許法２９条２項、１２３条１項２号、１０４条の３第１項

(関連する権利番号等) 特許第３７６６７２５号

(原判決) 大阪地方裁判所平成２８年(ワ)第４８１５号

判 決 要 旨

１ 本件は、発明の名称を「油冷式スクリュ圧縮機」とする特許（本件特許）の特許権者である一審原告が、一審被告が製造、販売している製品は、本件特許の請求項１記載の発明の技術的範囲に属し、請求項１に係る特許の特許権を侵害すると主張して、不法行為に基づき、１２６億２３５６万２１１６円及びその内金に対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

原判決は、一審原告の請求を、１３億７９７１万００８７円及びその内金に対する遅延損害金の限度で認容し、その余を棄却した。これに対し、一審原告及び一審被告の双方が控訴した。

２ 本判決は、本件特許は進歩性を欠き、特許無効審判により無効にされるべきものであり、請求は棄却されるべきであるとして、請求を一部認容した原判決の認容部分を取り消し、同部分につき請求を棄却した。

３(１) 本件特許発明と公知である乙１１４発明との間には、スクリュ圧縮機のバランスピストンのスラスト軸受側の空間に油を導く経路に関して、本件特許発明においては、加圧することなく油を導く経路を設けているのに対し、公知である乙１１４発明においては、ポンプにより加圧された油を導く経路を設けているという相違点があった。本件特許の無効論における最大の争点は、上記相違点に係る本件特許発明の構成の容易想到性の有無であった。

(２) 本判決は、スクリュ圧縮機において、バランスピストンに圧力を作用させるための空間に、圧縮機から回収された油を加圧することなく導く配管を設けることは本件特許の出願日前に周知の技術事項であったと認定した。そして、逆スラスト力が発生するという課題は、スクリュ圧縮機一般に生じる課題であって、乙１１４発明についてもそのような課題を認識することができ、そのような課題を解決するために非加圧経路を設ける動機付けが生じるとして、そのような課題を解決するために、上記の周知

の技術事項を適用し、スラストピストン室へ液体を導く経路を非加圧の経路とすることは、当業者が容易に想到することができたものであるとして、本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものであると判断した。

乙１１４発明は、コンプレッサ外部へのガス及び液体の漏れを防ぐという課題の解決のために、中間ハウジング内部のマニフールド、ポンプ等により構成される液体分布機構を備えるものであったところ、本判決は、これに関して次のとおり判示した。まず、マニフールドへの液体の集約に関し、ポンプにより加圧された液体を供給する経路をマニフールドを経由しないように設けることは乙１１４の技術思想に反するとしても、ポンプにより加圧されない液体の経路をポンプ及びマニフールドを経由しないように設けることは乙１１４発明によって排斥されていないとした。また、スラストピストン室へ非加圧の経路を設けるためにケース内部にパイプの分岐を設けたとしても、コンプレッサ外部へのガス及び液体の漏れが必然的に増大することはないから、それは乙１１４発明の技術思想に反することはないとした。さらに、本判決は、ポンプやマニフールドを経由しない非加圧経路を採用することについて、コンプレッサの機能不全を生じるという阻害事由はないとした。